



荒 貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



岸田政権の「異次元の少子化対策」には、国民が一番求めている教育費負担の軽減はありません。

労働者の賃金が上がらない中で、急激な物価高騰が保護者の家計を圧迫している。保護者が負担する学校給食費は小学校で年間4・8万円、中学校で年間5・8万円と、副教材費など義務教育にかかると、さまざまな費用の中で、最も重い負担となっている。

全国で給食費の無償化を実施している自治体は256まで広がっている。支援についてもさまざまで、全国では第3子以降の補助に踏み出した自治体もある。

文科省は国会答弁で「学校給食法は給食費の補助を禁止する意図はなく、自治体の判断での全額補助を否定しない」と答えている。

保護者負担の軽減を図り、子育て支援がさらに充実した町にするため以下の点を伺う。

(1)給食費を無償化にするための必要な予算は。

問 学校給食費の無償化を

答 受益者負担の観点から、保護者に負担していただきたい

(2)国に給食費無償化を求めるべき考えは。

(3)町の黙食に対する対応は

教育長

(1)令和4年5月1日の児童生徒数2049人、平均給食数200食として、年間の学校給食費の額を試算すると約1億1500万円となる。

(2)義務教育の無償については「授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」とする最高裁判所の判例により、授業料以外の教育に関する一切の費用まで無償とすることを定めたものではないと解されていることから、現状として国において学校給食費の無償化を推進することは難しいものと認識している。全国市町村教育委員会連合会などを通じて、学校給食費の保護者負担軽減のための支援措置について働きかけていきたい。

(3)地域の感染状況を踏まえつつ、座席配置の工夫や適切な換気のみで保を基本とした感染対策のみでも、児童生徒等の間で会話できる



よう黙食を解除する予定である。従前の生活や環境に近づけることで、児童生徒の充実した学校生活の実現に努める。

問 就学援助の拡充を

答 現在の支給基準は、平均的な判断基準と捉えている



消費税の引き上げ、物価上昇、可処分所得の減少、町民の取り巻く経済環境はより厳しくなっている。経済的理由によって受けられる就学援助、教育環境を整えるための基準の引き上げを。

また、眼鏡を補助対象にしている自治体もあることから、幕別町も項目を拡大する考えは。

教育長

就学援助の対象者は、生活保護法による要保護者と、市町村教育委員会が認定する準要保護者として

いる。準要保護者の認定は、地方税法や児童扶養手当法等の法的根拠の9項目に該当するか、または現に生活状態の困窮が認められる方を基準として判定している。

生活状態の困窮の判断基準は、生活保護法に準じて算出した「需要額」と前年1年間の「収入額」を基に計算した額が、生活保護基準の1・3倍未満の方を認定している。

支給基準については、全国的にみても平均的な判断基準となっていることから、引き続き現在の支給基準で認定していきたい。

眼鏡等新たな補助対象の考えについては、準要保護者に対する就学援助は、市町村が単独で認定要件や費目、援助額を定めており、本町においては、国の「要保護児童生徒援助費補助金」に準じて、費目や援助額を定めて実施しているが、眼鏡を対象品目にするには現在考えていない。